男女の賃金の差異に関する情報公表

	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	79.0%
うち正規雇用労働者	81.5%
うち非正規雇用労働者	111.3%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

正規雇用労働者：専任事務職員にて算出

非正規雇用労働者：専任事務職員以外の事務職員にて算出